## 弁理士の日記念企画

# 小説『特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来』にみる 近代テクノロジー、特許権侵害、未来の知的財産

作家 南原 詠 日本弁理士会会長 杉村 純子

## —— 要 約 -

宝島社主催 2022 年第 20 回『このミステリーがすごい!』大賞で"大賞"を受賞したミステリー小説『特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来』の著者南原詠(ペンネーム)さんは、なんと弁理士でもあります。大賞受賞記念と 7月 1日「弁理士の日」の記念を盛り込んだ企画として、南原詠さんと杉村純子日本弁理士会会長との特別対談を開催しました。

#### 目次

#### 「対談の概要」

- 1. はじめに
- 2. 本作の侵害警告事件および侵害の成否の検討
- 3. 作品中の近代テクノロジー
- 4. 未来のテクノロジーと知的財産
- 5. パテントトロール
- 6. 弁理士×作家
- 7. 次回作の構想

「対談を終えて」

開催日:2022年7月5日

#### 参加者:

- ・南原 詠(作家)
- ・杉村 純子 (日本弁理士会会長)
- ・荻 弥生(司会、日本弁理士会広報センター)

#### 「対談の概要|

『特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来』は、弁理士の主人公が特許権侵害を警告された VTuber (バーチャルユーチューバー)を救う異色のミステリーです。本作において、大人気 VTuber・天ノ川トリィは、自身が使用するモーションキャプチャ装置(高速通信技術 5G×点群データ処理×レーザースキャナ)が他人の特許権を侵害するとして警告を受けてしまいます。果たしてこの警告は妥当なのか、依頼を受けた弁理士・大鳳未来がこの窮地をどう切り抜け、トリィを

助けるのか?作中の事案を例に取り、特許法に基づいた特許権侵害の基本的な考え方や、日本の産業を支える最先端テクノロジーについて、作品の著者である南原詠さんと、杉村純子日本弁理士会会長に解説いただきました。

## 1. はじめに

【司会】本日は弁理士でもあり、第20回『このミステリーがすごい!』大賞で大賞を受賞し、作家デビューを果たした南原詠様をお招きし、日本弁理士会会長の



「特許やぶりの女王 弁理士・大鳳未来」(宝島社)

杉村純子先生と対談していただきます。これまでの日本弁理士会の記者説明会は、主に法律の改正や日本弁理士会事業の実施報告等をテーマにしてきましたが、本日はぐっと流れを変えまして対談形式で特許法に基づいた特許権侵害の基本的な考え方や最先端のテクノロジーとそれに関連する知的財産についてお二人にお話を伺いたいと思います。

本日の対談では、始めに今回の受賞作品について皆様にご紹介させていただきます。続いて、本作に登場する侵害警告事件の内容を基に、侵害の定義や侵害の成否について南原さんと杉村会長に解説、検討いただきながら近代テクノロジー、未来のテクノロジーとそれに関する知的財産についてもお話しいただきます。そして、作品に登場するパテントトロールについて、作家と弁理士という二刀流にキャリアについてと、次回作の構想についてお話しいただきたいと思います。

まず、『特許やぶりの女王 弁理士・大凰未来』の概要についてご説明をお願いいたします。

【南原】この物語は弁理士の主人公が特許権侵害を警告された VTuber、バーチャル YouTuber を救うミステリーです。ある日、人気 VTuber の天ノ川トリィのもとに撮影技術、映像技術の特許権侵害の警告書が届きます。その問題を解決するため、元パテントトロールの弁理士、大風未来がこの問題を解決すべく特許法の知識や経験などを活かし、奮闘する。そのような物語です。

【司会】作品に出てくる VTuber というのはいったい 何者なのでしょうか。

【南原】VTuberの正確な定義というものはないのですが、動画配信サイト、YouTube(登録商標)に動画を公開して配信する方たちです。いわゆるアバターと呼ばれるキャラクターを動画内に登場させ配信する



南原詠氏

という点で、自身が動いて出演する YouTuber とは 異なります。例えば作中にも登場するのですが Kizuna AI (キズナアイ) さんは有名だと思います。

【司会】主要な登場人物が弁理士と VTuber ということで、一見交わることのなさそうな世界にいる二人ですけれども、なぜこの組み合わせになったのでしょうか。

【南原】VTuberというと、とどのつまりはIT技術です。映像技術というところで技術となると発明に関係してきます。そうすると、発明を守る特許、特許権というところが関係してきて、ある意味、本来だったらつながりそうになかったこの二人、VTuberと弁理士がつながることになりました。

**【司会】**杉村会長、私たちは女性弁理士が活躍してくれてとてもうれしいですよね。

【杉村】はい。まず、作家の南原さんにお礼を申し上げたいと思います。主人公を大凰未来さんという女性の弁理士にしていただいたということで大変うれしく思っております。

【南原】ありがとうございます。

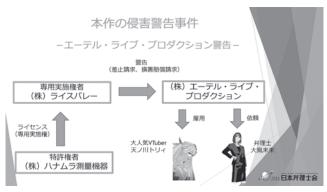
【杉村】今、女性弁理士は弁理士全体の約16%を占めています。私が弁理士になった頃は3%弱でしたので知財の分野で女性の活躍拡大が図られているということについてはうれしく思います。世界共通の目標として掲げられているSDGsには、ジェンダー平等を実現しようというゴールがあります。性別による差別や偏見をなくして全ての女性と男性が対等に権利、機会、責任を分かち合える社会を作ることを目指して世界中で取り組まれている目標です。日本弁理士会におきましてもダイバーシティー委員会を設置してジェンダーにとらわれず誰もが活躍できる知的財産・弁理士の世界を目指して健闘しているところです。このような健闘に先駆けてこの小説で主人公を女性弁理士として活躍をさせていただいたことについて大変ありがたく思っております。

## 2. 本作の侵害警告事件および侵害の成否の検討

【司会】それでは、本作の内容で問題となっている侵害警告事件についてご説明をお願いいたします。

【南原】まず、スライドの左下 (スライド 1) をご覧ください。ここには特許権者と書いてありますね。ハナムラ測量機器という会社があります。この特許権者が専用実施権をライスバレーという会社に設定登録し

ました。この専用実施権者が専用実施権の侵害として 右のエーテル・ライブ・プロダクションという会社に 警告をし、所属している VTuber である天ノ川トリィ に警告書が届いたという概要になっています。



【スライド 1】

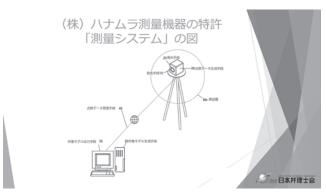
【司会】続いて、本作における特許権侵害の成否について伺っていきたいと思います。まず、本作の撮影システムを説明する前に VTuber を動かす一般的な撮影システムについて見ていきましょう (スライド 2)。3D モデルの VTuber を生きているように動かすには例えば演者の全身に付けたマーカーの位置をトラッキングしたり、特殊なセンサが内蔵されたカメラで撮影をしたり、スマートフォンで撮影するなどをして演者の顔や体の動きを読み取って VTuber の表情や動きに変換していきます。それでは、本作で問題となっているハナムラ測量機器の特許、つまり、特許権者の特許は従来とどのように異なるものなのでしょうか。



【スライド2】

【南原】大きく違うところは3つあります(スライド3)。1つはレーザー光を使うところ、そして、点群データを使うところと、あとは最後に5G通信技術を使うところです。基本的にはこの特許権は測量に使われるシステムです。まず、真ん中の上に四角い箱があると思いますが、この測定機がレーザーを照射します。レーザーを照射し、地形とか建物とか、あるいは

人などにレーザーを当て、反射したレーザーをさらに 受光してその受光量からデータを取ってどんな形をし ているのかなどをコンピューターで判断し、点群デー タという大容量のデータを生成します。生成された点 群データは、いったんネットワークを通じて送信する のですが、あまりにも大きいデータ量ですので、普通 の通信ネットワークだと送信できません。ここで5G 通信技術の仮想化ネットワークというものを使いま す。これを使って対象モデル生成手段、パソコンに移 す。受け取ったデータを基にパソコンは、地形等の 3D 画像などを生成し、モデル出力手段で画面に表示 するというのが特許権にかかる特許発明の内容です。



【スライド3】

【司会】つまり、この特許権の特徴は、測定対象を膨大な量の点群データで表現することで高精度に再現できるということと、その膨大な点群データの処理を5G通信技術の使用により可能にしている点が特徴ということでよろしいですね。

【南原】まさにその通りです。

【司会】ハナムラ測量機器の撮影システムの構成をご 説明いただきましたけれども、それでは、本作で特許 権を侵害しているとされた天ノ川トリィが使用してい る撮影システムはどのようなものなのでしょうか。



杉村純子会長

【南原】天ノ川トリィが使用している撮影システムもほぼ同じです(スライド 4)。違うところと言いますとレーザー光が当たる対象が建物や土地ではなくて人間である点です。天ノ川トリィの撮影システムは、レーザー光照射結果を基に VTuber を生成し、そのVTuber をディスプレイに表示させます。当然、表示させたものは YouTube などで映像にすることができます。



【スライド4】

【司会】それでは、先ほど説明した、70条の規定に基づき、ハナムラの特許権にかかる撮影システムの構成と、トリィが使用している撮影システムの構成とを比較してみましょう。こちらがクレームチャートです(スライド5)。

ハナムラ特許		天ノ川トリィが使用している撮影システム	
Α	測定対象(地形等)に測定光を照射する投光手段 (10)と、	a	測定対象 (演者) に測定光を照射する投光手段 (10') と、
В	前記投光手段により照射され、前記測定対象により 反射された測定光を受光して受光量を表す受光信号 を出力する受光手段(20)と、	b	前記投光手段により照射され、前記測定対象により 反射された測定光を受光して受光量を表す受光信号 を出力する受光手段(20')と、
С	前記受光手段により出力される前記受光信号に応じて、前記測定対象の動きと表面形状を表す点群データを生成する点群データ生成手段(30)と、	С	前記受光手段により出力される前記受光信号に応じて、前記測定対象の動きと表面形状を表す点群データを生成する点群データ生成手段(30°)と、
D	前記点群データ生成手段により生成された点群デー タを、5 Gネットワークを仮想的に分割し運用する 仮想化ネットワークを通じて受信する点群データ受 信手段(40)と、	d	前記点群データ生成手段により生成された点群データを、5Gネットワークを仮想的に分割し運用する 仮想化ネットワークを通じて受信する点群データ受 信手段(40)と、
Е	前記点群データ生成手段により生成される点群 データを前記点群デーク受傷手段により受傷し、受 傷した点群データに応じて、前記測定対象の表面形 状を表現する対象モデル(地形の3D画像)を生成す る対象モデル生成手段(50)と、	е	前記点群データ生成手段により生成される点群 データを前記点群データ法受信手段により受信し、 受信した点群データに応じて、前記制定対象の動き と表面形状を表現する対象モデル(Vtuber) を生成する対象モデル生成手段(50°)と、
F	前記対象モデル生成手段が生成した対象モデルを 出力する対象モデル出力手段(70)と	f	前記対象モデル生成手段が生成した対象モデルを 出力する対象モデル出力手段(70')と
G	を備えることを特徴とする測量システム。	g	を備えることを特徴とする撮影システム。

【スライド5】

【南原】クレームチャートでは、左側にハナムラの特許、特許権の内容が細かく分かれて表現されています。この表ですと、要素はA~Gまで7つの条件に分かれて書かれています。実際に特許権侵害の警告書などが送られる場合、この表も本来、一緒に付いてくるものです。侵害を立証するための証拠ですね。このように文言化してハナムラ特許と製品というものを比較した結果がこの表です。

**【司会】**それでは杉村会長、クレームチャートについてご説明いただけますでしょうか。

【杉村】昨今のクレームチャートと言いますと、IoT の普及に伴って通信業界以外の業種でも、通信関連の 標準必須特許 (standard-essential patent) にも関係 しています。標準必須特許は "SEP" と略して称してお り、例えば標準必須特許権者が当該特許発明を実施し ている者に対してライセンスオファーを誠実に交渉す る際には、ライセンスの対象となる特許発明について の請求項と標準規格とを構成要件単位で対応させたク レームチャートを提示することが望まれているところ です。特に令和4年3月末に策定されました、経済産 業省の標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指 針にもクレームチャートを提示するようことが記載さ れております。ところで、ご執筆いただいた物語では 先ほど南原さんからもご説明いただいたクレーム チャートは、天ノ川トリィさんが使用している撮影シ ステムがハナムラの特許権を侵害しているということ を明確にするクレームチャートになっていると思いま す。

## 3. 作品中の近代テクノロジー

【司会】それでは、侵害警告のほかに本作に登場した 最先端の技術を紹介していきたいと思います。本作品 のトリィの撮影システムは、レーザースキャナと点群 テクノロジーを使用し、トリィの動きを高精度に再現 できるものでした。この点群テクノロジーという技術 について、杉村会長、ご紹介をお願いいたします。

【杉村】はい。先ほど、南原さんに点群テクノロジーをご説明いただきました。私からは少し具体的な例をご紹介させていただきたいと思っております(スライド6)。このテクノロジーは、例えば、トンネルの内壁の崩落リスクの調査に用いられます。自動車に点群レーザーを搭載して走行し、落下しそうなコンクリート塊の有無を調査することができます。また、3次元レーザースキャナで測定したデータを点群でデータ化し、このデータに基づいて3Dモデルを作成することも可能です。さらにプラントにおける配管設計や、地形に基づく災害予測のシミュレーションを行うこともできますし、建物や地形だけではなくて運動中の人の動きを解析することができるなど、人体にも適応することができるようなテクノロジーだと考えております。



【スライド6】

【司会】続いて画像認識の技術についてですが、本の中で「トリィが傷だらけ」という描写がありました。これらの傷は VTuber になぜ、反映されないのでしょうか。

【南原】まず、対象モデルはあらかじめ用意されている CG です。天ノ川トリィという CG が既にあって、それを動かすためにレーザーを使うわけなので、CG 自体に傷は作られません。演者にたとえ、生身の傷があったとしてもです。当然、生身の傷の部分は CG のトラッキング座標が微妙にずれるのですが、そこは自動的に補正していると考えてください。

【司会】画像解析のAIとして、あらかじめ学習した 傷画像のデータを基に病変を発見するという技術もあ ります。

【南原】例えば国立がんセンターと NEC (日本電気株式会社)が出願中のものに大腸がんを検出するという技術があります (スライド7)。



【スライド 7】

【南原】国立がん研究センターに蓄積された画像でトレーニングされた AI を用い、大腸内視鏡検査時に大腸前のがん病変、及び、早期大腸がんをリアルタイムに自動検出することができるようです。また、検出した情報をリアルタイムに医師にフィードバックすることで内視鏡医の病変の発見をサポートし、医師と AI

が一体となり、真贋精度の改善、向上が期待されます。さらに経験が浅い医師でも、これを使うと経験豊富な医師と同様に病変を発見できる可能性があります。

## 4. 未来のテクノロジーと知的財産

【司会】さて、続いて主人公の名前が未来ですが、未来的な技術の知的財産について伺いたいと思います。 昨今、AI やメタバース等が何かと話題になりますが、 AI やメタバースに関連する知的財産については現状 どのようになっているか、会長と南原さんにお話を伺いたいと思います。それでは杉村会長、日本の AI 開発に関してご説明をお願いいたします。

【杉村】最近はまた、AIが注目されてきております。 実は約30年前にも一度、AIがブームになりまして、 冷蔵庫や洗濯機に関し AIやファジーという言葉が使 われていたことを思い出します。まだ南原さんは生ま れてらっしゃらなかったかもしれませんね。

【南原】ファジーは聞いたことがありますね。

【杉村】あるのですね。30年ぐらい前はアルゴリズムで実現できることを AI でも実現できることを示した程度でしたが、最近は、AI でなければ実現できないこともあると思います。このスライドに表示されているのは 2016年のコンシューマー・エレクトロニクス・ショーと称される見本市で発表した『ぶつからないクルマ』という人工知能搭載自動運転車のデモ画像だと思います(スライド 8)。この自動運転の機械学習には、Preferred Networksの開発した Chainer と称されるニューラルネットワークを使うためのオープンソースが使われていました。

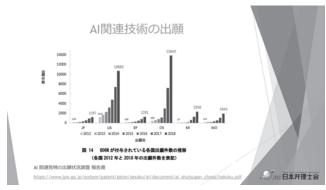


【スライド8】

【司会】続いて各国の AI 関連技術出願状況について、 会長、ご説明をお願いいたします。

【杉村】はい。AI を利用した発明は、以前は画像認識

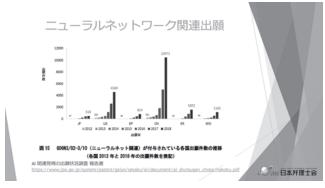
とか、音声認識のような一部の技術分野に限られていましたが、最近はさまざまな分野で利用され始めております。さまざまな分野で AI が利用されるようになったことと関連して出願件数も増えているのだろうと思います。 AI とアルゴリズムの組み合わせで効率よく AI の特性を向上させるような技術、いいとこ取りをするような技術もあります。今後の技術のますますの進展が楽しみです。ここに提示されておりますグラフは、特許庁が作成した AI 関連発明の出願状況報告書に掲載されている図です(スライド 9)。 日本国内の状況と同様に各国にて AI 関連技術の出願が増加傾向にあることが分かります。出願件数を見ますとアメリカと中国は突出しております。両国が世界において主要な出願国となっていることが分かります。



【スライド9】

**【司会】**それでは、各国のニューラルネットワーク関連の出願動向はいかがでしょうか。

【杉村】ニューラルネットワーク関連の出願も増加しています。ここにお示ししましたグラフは特許庁が作成した「AI 関連発明の出願状況報告書」に掲載されているグラフです(スライド 10)。世界全体として出願数は増加傾向にあります。また、韓国においても高い出願件数の増加率が示されていることが分かると思います。



【スライド 10】

【司会】各国の AI 関連の出願傾向について会長にご 説明いただきましたが、続いて各国の AI 関連発明の 審査動向についてご紹介させていただきます。

【南原】表(スライド11) は2019年11月20日に行 われた国際特許審査実務シンポジウムのものです。 AI 関連発明のグローバルな権利取得に向けて、との テーマで特許庁で開催され、日米欧中韓の主要の五庁 を含む各国の実務者が一堂に会しました。そこで日本 が2つの発明の事例を仮想的に考え各国に提示し、発 明成立性や進歩性について五庁の意見を聞いた結果で す。細かい説明は省略しますが、例えば特殊な形の学 習済みモデルが発明として成立するかを訊いた結果が 表1です(スライド11)。特徴的なのが、欧州、米国、 中国、韓国は発明として認めるかというところに結構 シビアと言いますか、厳しい判断をしています。一方 日本は、特殊な仮想事例だったとはいえ、AIに関し ては発明に該当するという判断をしています。2つ目 の事例が、ダムにたまった水から水力発電量を推定す るというシステムを仮想的に考えて進歩性の有無を訊 ねたものです。日本以外はケースバイケースというふ うに権利化に関して厳しめに見ていますが、日本は進 歩性を肯定するということで、他の国とは違い先進的 な判断を示しているということが分かります。



【スライド 11】

【司会】会長にも表についてご意見をいただけますで しょうか。

【杉村】今、南原さんがおっしゃられましたように、ご説明いただいた例はかなり特殊な例示であると考えております。単なる数字、数学、人為的な取り決めでは発明該当性が認められないことは日本も含め各国で共通しております。基準は多少異なりますが、実際に使用する装置やシステムの発明であれば発明該当性は認められますので、提示されている表ほどの差は実務上はさほど感じないのではないでしょうか。AIを専

門にし、他社と違うサービスを AI で提供しているスタートアップ企業であれば当然、AI 関連の出願をすべきだとは思います。しかし、他社との違いを AI で提供するのでなければ、単にブームに乗って AI 関連出願をするのはあまりお薦めすることではありません。開始しようとしているビジネスを守るために何を守ればよいのか等を弁理士にしっかり相談していただいて、ビジネス戦略に沿った、地に足をつけた出願をしていただくことがその企業の発展につながると思っております。

【司会】続いて、メタバースに話題を移していきたい と思います。メタバースとはなにか教えていただけま すか。

【南原】メタバースは超を意味するメタと、世界を意 味するユニバースを組み合わせた造語です。元々はア メリカの SF 小説、スノウ・クラッシュに登場する架 空の仮想世界の名前です。余談ですが、今このスノ ウ・クラッシュが復刻されて売れているようです。メ タバースが流行り始めたかららしいです。スノウ・ク ラッシュでは VR ゴーグルをかぶって体験する3次元 のオンライン仮想世界でアバターの姿で、たくさんの ユーザー同士がコミュニケーションをとることができ る空間をメタバースとして表現しています。マーク・ ザッカバーグのメタ発表以降、テレビやニュースで取 り上げられ、大きな注目を集めています。これが出版 された 1992 年と言えば、ウィンドウズ 95 が発売され る3年前です。インターネットどころか、パソコンが 一般的になる前の時代に現在のメタバースの世界を予 言しているというすごい物語です。メタバースの世界 でアバターの触覚を物理的に体現できる方法として、 ハプティックデバイスが登場しています。またメタ バースの世界では、視覚・聴覚しか再現されない現在 一般的な VR 体験中に本来感じるはずのない、それ以 外のさまざまな感覚を疑似的に感じるファントムセン ス・VR 感覚を感じたという例が報告されています。

【司会】こちらがメタ開発中のハプティックデバイスの試作品で、アメリカにおいて特許権を取得しているものです(スライド12)。



【スライド 12】

【南原】このような装置は、メタバースの世界から、 視覚と聴覚だけでなく、触覚も取り出すために作られ たものだと思います。このハプティックデバイスによ り、視覚・聴覚のリモート化に続き、触覚のリモート 化が進むことが期待されています。触覚のリモート化 が行われることで、社会はそれをどのように利用し、 どういったテクノロジーが生まれてくるかというとこ ろは考えていくと結構楽しいのではないかと思いま す。これに関して会長はいかがでしょうか。

【杉村】はい。この分野のテクノロジーが今後どのように開発されていくかを考えるとわくわくしますね。 世界も広がっていくように思います。

【南原】私も楽しみにしています。

【司会】続いてこちらは、メタ販売中のヘッドマウントディスプレイについてですが、こちらについてはいかがでしょうか(スライド13)。



【スライド 13】

【南原】ヘッドマウントディスプレイはゲームなどでよく使われていると思います。実はまだ私は、ヘッドマウントディスプレイのVR体験をしたことが無いので、これから先、体験してみたいなと思っています。今までゲームや映画を見るということだけに使われていたものが、そのうち仕事、ビジネスの世界でも使われてくるのではと思っています。今皆さん、パソコン

の前でモニターで見られていると思うのですが、もしかしたら、近い将来、数年先には皆さん、リモート会議もみんなヘッドマウントディスプレイをかぶって行っているのかもと思っています。会長はいかがでしょうか……。

【杉村】私も体験したことがありますが、不思議な世界を体験しているようで、わくわくしました。南原さんがおっしゃったように、今後例えば、リモートワーク等でも使えるようになるとパソコンの前に行かなくても、いつでも、どこでも、時と空間を超えて、誰とでも接触できるというような世界が広がるのではないかと思っていますので、ヘッドマウントディスプレイの利用分野が更に広がるっていくと楽しい未来が風広がると思います。

【南原】私も楽しいなって思い、わくわくしながら未 来を待っています。

【司会】メタバースと特許が関連することが分かりましたが、同じ知的財産である意匠についてはどうなっているのでしょうか。会長、ご説明お願いいたします。

【杉村】今、現行法の意匠法におきましては、2条1項に規定されている画像といたしましては、機器の操作の用に供されるもの、又は、機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限るとされておりまして、このような規定がある以上、画像であれば、何でも意匠登録ができるというような状況にはなっていないということです。意匠法2条1項で規定している画像については、操作画像・表示画像と、我々は称しておりますけれど、意匠法で保護されておりますので、操作画像・表示画像として、登録がされている例ということになっております。

**【司会】**それでは、メタバースを意識した意匠の登録 例をご紹介ください。

【杉村】こちらの意匠(スライド14)は、どちらも操作に用いる画像の意匠ですので、コンテンツ選択操作用画像として、現在登録されております。この画像につきましては、メタバース関係にも使える意匠だと考えております。具体的には、コントローラーやユーザーの視点の動きによって操作がされるものです。例えば、頭を動かす、そしてユーザーが視点を上下に移動又は左右に移動させるとこれに付随して、本画像は仮想空間内を移動します。これによって、本願の画像が常にユーザーの正面に表示されるものとなっており

ます。現在の意匠法の場合は先程申し上げましたよう に、操作用と表示用であれば、画面の意匠を登録する ことができるというようになっているところです。



【スライド 14】

【司会】今後、メタバース意匠の未来はどうなっていくでしょうか。どのように保護していけば良いでしょうか。

【南原】僕の私見としては、慎重にいった方がいいのかなと思います。というのも、意匠権も特許権と同じで、独占排他権です。他の人は実施できなくなってしまうので、強力な権利です。これは当然意匠を創作した人達にとってはメリットでありますが、世の中に対する影響力を考えるとデメリットも考えなければなりません。このバランスを取っていく必要があるという意味では、何でもかんでも独占権を与えるのは、考えなければいけないのかなと思っています。会長はいかがでしょうか。

【杉村】画像の意匠につきましては、先程も何回か申 し上げましたけれど、操作画像と表示画像に限定され ているところです。用途を限定しない画面意匠につい ては、著作権法そして不正競争防止法の動向も注視し ながら、意匠法をどのように考えていくかというのは 検討することになっていくのはないかと思います。先 月の6月30日に特許庁の政策推進懇談会のとりまと めの報告書が発表されました。その中にメタバース内 の画像の保護については、模倣行為に対してとりうる 方策についての議論の整備を進めること、その際に は、クリエーターの創作活動に対する萎縮効果を生じ させないように、十分に考慮すること、そして検討を 深める必要があるということが提言されています。こ の記載を見ますと、まずは不正競争防止法・著作権法 が先行し、その後で、意匠法について、メタバース関 連については議論が深まるのではないかと理解ができ ますが、やはり意匠法においても先程、南原さんが おっしゃったように利点と欠点、それからメタバース 関連企業に及ばす影響等を考慮しながら、不競法・著 作権法の改正の動向を見ながら、検討を始めるという ことが必要ではないかと思います。

**【司会】**それではメタバースと商標についてはいかがでしょうか。

【杉村】商標についてもメタバースと無関係ではあり ません。メタバースの世界における商品やサービスを 商業法で保護しようとする動きは広まってきていま す。例えば、メタバースでのスニーカービジネスを始 めているナイキは NIKE の文字やロゴについて、オ ンライン上の仮想世界及び、オンライン上で使用する 履物を内容とするダウンロード可能なコンピューター プログラムといった商品を指定して出願をしていると ころです。商標登録は、登録した商標を登録した商 品・役務で使用することが前提です。使用している、 もしくは近い将来使用する予定であれば登録される可 能性は十分にあると思います。リアルとバーチャルを 組み合わせたビジネスが広がっていきますと、両方の 商品・役務の商標登録が進むと思います。現在は、リ アルの商品で著名な会社がバーチャルに進出する方向 が主流となっておりますが、いずれはバーチャルで有 名になった会社がリアルの世界に進出するビジネスも 出てくるであろうと思っています。仮想商品での、商 標権の登録は現行のままでもある程度は可能であると 思います。

【南原】逆というのは面白いですね。バーチャルから リアルに。

【杉村】バーチャルからリアルに進出するビジネス、 これが今後広がっていくと思います。

#### 5. パテントトロール

【司会】ここからは、杉村会長と南原さんにご自由に お話していただきたいと思います。まず、最初のテー マはパテントトロールについてです。

【杉村】何をもってパテントトロールとするのかというような明確な定義は定まっていないのですが、特許庁でのパテントトロールに関するワーキンググループの報告書によりますと、特許権を乱用してイノベーションを阻害するものを意味するものではないかとは言われているところです。第一に特許発明の研究開発をしない者、第二に他社から特許権を取得する者、第三に不適切なライセンス料を目的とし権利行使を行う

又は権利行使を乱発する者、第四に製造販売等の実施 をしている事業をしておらず、権利行使により得られ るライセンス収入料を主な収益源とする者は、典型的 なパテントトロールと考えられるのではないかという 指摘が多くなされているところです。昨今 IoT の普 及によりまして標準必須特許のライセンス交渉に大き な変化をもたらしております。一製品あたりの権利数 の増加によりまして、権利関係が複雑になってきてい ます。また、通信業界以外の異業種間でも交渉が行わ れるようになってきています。その中で、ライセンス 料や高額な和解金を得ることを目的として、特許権の 権利行使をビジネスとして行う者が増えてきて、パテ ントトロールによる活動が米国において社会問題化し たという経緯があります。その後、ヨーロッパやアジ アにも徐々に広がっているのではないかという懸念も あるところです。この点について、南原さんは何か感 じてらっしゃいますでしょうか。

【南原】私も会社でパテントトロールから実際に警告書が届いて対応をした経験があり、先程出てきたクレームチャートを実際に見たことがあります。届いてしまったら密かにですけどかなりエネルギーを使って対応しなければならず、本当に厄介な人たちだなと思っています。

【杉村】日本においては、パテントトロールが活動を活発化しているということは多くは聞こえてこないのですが、やはりこれまでの通信業界以外の異種業種に対してパテントトロールが警告状を送ったりというようなことはあるのではないかと思います。私のところにも、日本の中小企業、中規模企業に対してアメリカのパテントトロールから警告状が送られてきたという経緯があります。そういたしますと、日本の場合は、紛争社会というか訴訟社会ではないので、言われるがままに、お金を払ってしまうというような傾向があるようです。従って、パテントトロールの日本での活動が、中々、表には出てこないような気がしています。

【南原】パテントトロールが来ても警告書のやり取り とか交渉自体が水面下で行われるのがほとんどで、訴 訟になるケースのほうが少ないですよね。

【杉村】米国でパテントトロールの活動が活発化しているというのは、日本の訴訟システムと違って、陪審制度や三倍賠償制度とかがありますので、やはりパテントトロールにとっては、そのような制度があることを念頭においた米国での活動のほうが魅力的ではない

かと思います。

【南原】まさにその通りだと思います。

【杉村】また中国やインドもやはり市場としては大きいので、数は少ないようですが、パテントトロールにとっては魅力的な国になっているというような噂も聞きますし、ドイツですと、侵害訴訟と有効性の訴訟が別々になっていて差し止めが早期にくだる傾向がありますので、ドイツでもパテントトロール関係の紛争が増加していく傾向があるのではないかという懸念の声も聴いているところです。南原さんも企業にいらっしゃって、パテントトロールに実際に対応されているということなので、身をもって現実に感じてらっしゃるのではないかと思います。

【南原】身近にひしひしと感じております。世界的に パテントトロールが増えていく傾向なのかなというと ころが懸念としてはあります。

#### 6. 弁理士×作家

【司会】それでは続いて、弁理士と作家という南原さんのキャリアについて弁理士と作家という二刀流についてお話をいただきたいと思います。

【杉村】弁理士でもあり作家でもいらっしゃいます。 何がきっかけで作家になられて小説を書こうと思われ たのでしょうか。

【南原】きっかけはいろいろあるのですけれど、一番 は弁理士試験です。試験においては法律答案を書きま すよね。法律答案は基本的に自分で言葉を考えて作文 してはいけないです。法律用語は正確に使わなければ いけないし、権威のある文章を一言一句暗記して書か なければならない。それはそれで当然必要なのです が、繰り返していると、(法律答案でも)好き勝手に 書いてみたいなと思うことがあって、そこがどこかで 爆発したというか、小説を書いてみたいと思うところ につながったんです。知的財産の世界、特に特許など の場合は物語になりそうな面白い話がたくさんありま す。しかし知的財産を題材に小説を書かれている方は あまりいなかった。私が小説を書こうと思った時に有 名だったのは、池井戸潤さんの『下町ロケット』です が、『下町ロケット』もそこまで法律に関して深く つっこんだ話をしているわけではないと感じました。 専用実施権のような実施権の話は出てくるのですが。 だから、もしかしたら法律にまで深く入った物語であ れば、新しいマーケットになるかもしれないと思いま

した。

【杉村】知的財産をテーマにしていただいたということで、弁理士としてはうれしく思っております。そして今回第20回の『このミステリーがすごい!』大賞で大賞を受賞されたということで、うれしさが倍増しています。先生は実際に弁理士としてお仕事をされている中で、様々な知的財産に関する経験をされ、その中での経験に基づいて、このたびの執筆に繋がったのではないかと推察しています。この対談の最初に戻ってしまいますが男性ではなくてどうして女性の弁理士を主人公にされたのでしょうか。

【南原】本当に個人的な見解ではあるのですが、やは り女性の方が所々で優秀だなって感じることが多いで す。

【杉村】ありがとうございます。

【南原】大鳳未来は勝気な女性で、そうした女性に物語をぐいぐい引っ張ってもらいたいなというところもあり、女性の弁理士にしようと考えて物語を書いたんです。

【杉村】分かりました。弁理士業界では、先程女性弁理士が全体の16%と申し上げましたが、皆さん、積極的にいろいろなものにチャレンジをされている方が多いので、ご執筆いただいたこの小説が今後の活動の励みになるというような声も私の方にいただいています。ありがとうございます。

【南原】こちらこそ。ありがたいです。

【杉村】私は文章を書くことはどちらかというと苦手だったのですが、先生の文章を拝見させていただくと、洗練されている文章になっているので、先生は国語がお得意だったということでしょうね。

【南原】いいえ、私も理系ですので、正直国語はいつ も成績悪かったです。

#### 7. 次回作の構想

【杉村】今回大賞を受賞されましたので、我々は先生 の次回作を楽しみなところです。ぜひ、次回作をご執 筆いただきたいと思っておりますが、そのようなご予 定はあると理解してよろしいでしょうか。

【南原】次回作を執筆中です。9月9日頃の発売を予定しており、『ストロベリー戦争』というタイトルです。今回は商標の話です。日本の農作物が知財でどう守れるかというところをテーマに書きました。あらすじを部分的に説明すると、ある宮城県の農家さんが開

発されたいちごの新品種について、その名前を他人に 登録されてしまいます。出荷直前に警告書が届いてど うしよう、というところで、大鳳未来がやってきま す。未来はどう解決するのか、ぜひご期待ください。

【杉村】大鳳未来先生がまたご活躍いただけるということで、9月9日を楽しみにしています。農産物と言いますと、政府も2030年に農産物の国際輸出5兆円を目指して、農産物輸出を後押しているところです。日本弁理士会もその後押しを知的財産の面から今年力を入れているところですので、先生の次回小説が楽しみです。農産事業者にとっても農産物の知財の重要性についての気付きにもなると思います。先生よろしくお願いいたします。

【南原】楽しみにしていてください。

**【司会】**南原さん、杉村会長、ありがとうございました。

## 「対談を終えて」

本対談を実施するにあたり、ご多忙の中、ご協力を



賜りました南原様、宝島社様にこの場を借りて御礼申 し上げます。

(原稿受領 2022.12.14)